

令和7年6月播磨町議会定例会
一般質問通告書

兵庫県播磨町議会

令和 7 年 6 月播磨町議会定例会 一 般 質 問 通 告 書 目 次

質問日	順番	会派・議員名	ページ
6 月 1 0 日（火）	1	公明党 大瀧 金三	1
〃	2	チーム新星 細田 武男	6
〃	3	（無所属） 浅原 俊也	11
6 月 1 1 日（水）	4	チーム新星 大北 良子	16
〃	5	チーム新星 河野 照代	22
〃	6	（無所属） 竹内 基就	26

令和7年6月2日

播磨町議会
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員
公明党 大瀧 金三

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 R S ウイルス感染症ワクチンについて	町 長
2 リチウムイオン電池などの不法投棄について	町 長
3 書かない窓口の導入について	町 長

1 RSウイルス感染症ワクチンについて

高齢者の肺炎予防についてお伺いします。高齢者の場合、慢性の心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患を持っている方が多いため、免疫力の低下から肺炎などの感染症にかかりやすく、かかると重症化しやすいのが現状です。入院による治療も必要になり、退院できても介護が必要になったり、介護レベルがあがることも多くなるため、医療費はもちろん、家族や介護施設、人手不足の介護人材にも負担が増えると思われます。例えば基礎疾患がなく、元気に過ごしていたとしても安心はできません。特に75歳以上の後期高齢者は、肺炎をきっかけに体力が低下し介護が必要になることもあり、亡くなることもありえます。社会保障費が増加してきている中、高齢者の肺炎による医療費や介護への影響も大きな問題だと思われます。

そのため、国と自治体では積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、平成26年からは、主に65歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い公費助成がされていますし、インフルエンザや新型コロナワクチンの予防接種も公費助成されています。

また、肺炎を引き起こすウイルス感染症として、今注意喚起されているのが、RSウイルス感染症です。呼吸器合胞体のウイルス感染症で、風邪のような症状を伴う呼吸器感染症として知られています。2歳までにほぼ100%の人がRSウイルスに感染すると言われており、生涯を通じて繰り返し感染する可能性があります。加齢や基礎疾患などで免疫力が低下した高齢者が感染すると重症化して肺炎になるリスクが高まるとされています。まさに肺炎は高齢者の大きなリスクと言わざるを得ません。

肺炎で亡くなる人は、国内で年間約7万人と推計されており、長く死因の4位だった肺炎が、平成23年には癌、心臓病に次いで3位になりました。

肺炎で死亡した約98%は65歳以上の高齢者であると言われていています。こうしたことを考えると今後の超高齢化社会を迎えるにあたり、肺炎に対する対策は、より一層重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いします。

- ① RSウイルス感染症は風邪の症状を伴う呼吸器の感染症で、重症化の危険性が指

摘されている。本感染症の症状や日常生活における予防方法、流行状況の周知を積極的に行うなど、感染予防への注意喚起をすべきと考えますが、町の見解を伺います。

- ② 令和5年、日本で初めてRSウイルスワクチンが薬事承認され、対象者への接種が開始されました。感染の予防策として期待されているが、接種費用は約2万円を超え、高額な負担となっているため、費用の一部負担を検討するお考えは。
- ③ 令和6年6月定例会の一般質問で、肺炎球菌ワクチン接種の経過措置終了後の支援について質問しました。ワクチンの効果が、約4年から7年とされていることから2回目の接種助成について、再度見解を伺います。
- ④ 国内において肺炎による死亡が、平成23年には癌、心臓病に次いで3位になりました。町の肺炎死亡数の推移と今後の見込みをどのように捉えているのか伺います。

2 リチウムイオン電池などの不法投棄について

小型で軽量でありながら大容量の電力を蓄えられ、充電すれば繰り返し使えるリチウムイオン電池は、スマートフォンやパソコンなど、ほぼ全ての充電式家電製品に内蔵されている。

ところが、不要になったリチウムイオン電池が分別されず、他のごみと一緒に捨てられるなどしていることも多く、ごみ収集車や廃棄物処理施設での火災事故が起きている。リチウムイオン電池は、経年劣化により内部に可燃性のガスが発生していることがあり、強い衝撃が加わると発火する危険性がある。

火災事故を防ぐには、不要なリチウムイオン電池の分別回収など適正な処理を徹底しなければなりません。町としても、ごみ収集日程表の「ごみの出し方」や町ホームページ等で周知しています。しかし、リチウムイオン電池の危険性やどんな物なのか、分からない住民も多くいると思います。不要なリチウムイオン電池の適正な処理が、徹底されていないのが現状ではないでしょうか。

環境省が令和7年4月15日、市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について、自治体に通知している。環境省によると、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する、ごみ収集車や廃棄物処理施設での火災

事故等は、令和5年度には全国の市町村において、8,543件にのぼり前年度と比べて倍増している。全ての自治体に不要なリチウム蓄電池等の適正な処理の実施を呼び掛けている。どのように適正な処理を行うかについては自治体ごとの判断に委ねられている。また、回収方法を住民に明示することも求められている。

リチウムイオン電池が取り外せない製品も多く、捨て方が分かりにくいと感じている住民も多くおられると思います。

そこで、以下の点について伺います。

- ① 今年の夏も酷暑の予報が出ています。町中では充電式のハンディファンを使っている人や衣類に充電式ファンを内蔵した空調服を身につけている人も増えているように思います。私たちの身の周りでは、これらの小型充電式電池が使われている。主な材料として、いろんな金属資源が使われており、リサイクルすれば、資源の再利用が図れると思います。特殊な物の排出や捨て方について、再度、住民への周知を強化する必要があると考えます。町の見解を伺います。
- ② 小型充電式電池を、一般ごみやプラスチックごみ、燃えないゴミなどに混入して出したことで、ごみ収集車や廃棄物処理施設での火災事故を招いた事例が全国で発生している。一旦火災が発生すれば莫大な損害や住民生活に大きな支障をきたします。2市2町で広域ごみ処理を行っていますが、危険を感じた事例や発生件数を伺います。

3 書かない窓口の導入について

住民票や各種証明書を発行する際、窓口で申請書類を記入せず簡単に手続きができる「書かない窓口」を導入している自治体が多くなってきている。

この窓口は、マイナンバーカードや運転免許証を申請窓口に提示するだけで申請書類に住所や氏名などを記入せずに受付ができるシステムです。職員が氏名や生年月日といった個人情報を確認し書類を作成する。住民は書類の記載内容を確認した上で署名するだけで受け取ることができる。

国としても行政デジタル化を推進する上で、デジタルに不慣れな人に対する支援体制をこれまで以上に強化すべきとしています。また、デジタル庁が主張するように、

住民が行政窓口で「書かない、待たない、回らない」で済む意義は大きいと考えます。
そこで以下の点について伺います。

- ① 多くの自治体では、「書かない窓口」を実施しています。デジタル操作に得意な人は、コンビニや庁舎設置の機械で発行手続きができますが、どうしても窓口での交付を必要とする人には、申請書類を記入せず口頭での手続きはできないものでしょうか。住民サービスの向上の観点からも早急に導入すべきと考えます。町の見解を伺います。

令和7年6月2日

播磨町議会
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員
チーム新星 細田 武男

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 第2回 自治会活動の限界について	町 長
2 第2回 住民の防災意識について	町 長

1 第2回 自治会活動の限界について

令和5年9月定例会で私が質問した自治会についての質問の続編になります。

(1) ごみステーションの利用と自治会の管理について

町はごみステーションの管理を自治会にどこまで求めるのか。

自治会員がごみステーションに出すごみは当然自治会管理となるが、他の自治会や他の自治体など、自治会員以外のどこの誰が出したかがわからないごみに関しても、自治会が管理しなくてはならないのか。現在は、ごみステーションの管理ということで、誰が出したかわからないごみも自治会が管理する状況となっている。自治会員へは当然ごみの出し方などについて周知しているが、自治会員以外へは周知することができない。自治会員がごみステーションを清掃し、ごみにかかるカラス除けのネットや、ごみステーションの囲い、不法投棄を防ぐためのカメラの費用は自治会費から出される。

可燃ごみの日に不燃ごみが出さたり、黒いごみ袋で中身が何か分からないようなごみが出され、収集員が袋を開けたり一部破ったりして確認した後、収集日でないものだと収集されない。その収集されなかったごみを自治会員が再分別し、収集日に出し直すなどの対応をしている。その際、何が入っているのか分からない黒いごみ袋などは、分別時にけがをする恐れもある。これは、自治会員の前に中身を確認する収集員の方にとっても危険なこととなる。

これらのほかにもごみステーションに関することが、毎月、自治会員から上がってくる問題となっている。

福井地裁で、このモヤモヤを一部可視化する判決が言い渡された。

その裁判は、町内会（自治会）の退会を理由にごみステーションの使用を禁じられたのは違法だとして、福井県福井市の40代男性がごみステーションを使用する権利の確認などを求めたもので、判決言い渡しは2025年4月16日、福井地裁であった。裁判長は、男性が年1万5千円を支払うことを条件に、ごみステーションを使用する権利があると認めた。

判決理由では、ごみステーションを使用するには、管理主体の町内会の存続が不可欠であり、町内会の区域に住む人は、会員に限らず町内会活動の公共的利益

を受けており、ごみステーションの管理費用だけでは足りず、町内会活動を存続・維持するための費用も考慮する必要があるとした。

自治会も一般企業などと同じく、経営3大資源（ヒト・カネ・モノ）によって運営される。これを自治会で例えると、ヒトとは、自治会員、それに加えて何年間に一度回ってくる役員の活動である。カネとは、自治会費や行政からの委託費など、基本的な自治会運営を行うための資金である。モノとは、自治会の公民館やごみステーションなどの不動産、自治会運営のためのその他動産などである。

これらの3大資源について、私の住んでいる自治会の「自治会費、役員になる確率、役員の年間奉仕時間、自治会員の年間奉仕時間、兵庫県の最低賃金」に当てはめて試算すると、1世帯当たり、年間18,000円弱を負担していることとなる。

この額は一律ではなく、各自治会の運営によって異なるので自治会ごとに計算されることになると思われる。

判決理由の中の、「町内会の区域に住む人は、会員に限らず町内会活動の公共的利益を受けており、ごみステーションの管理費用だけでは足りず、町内会活動を存続・維持するための費用も考慮する必要がある」とあるが、自治会が管理するものを使うための費用としては、この計算上の年間負担費用の何割程度が妥当なのか、ということになる。

これに関して町は回答のしようがないのは分かるのだが、これが、金銭的に実質負担している自治会費を上回る額となる場合でも、何年かに一度回ってくる自治会役員ほかの奉仕作業に関する負担がないことを考慮すると、奉仕作業を金額換算した計算上の年間負担費用を超えない限りは妥当ではないかと思われる。

逆に、この「町内会活動の公共的利益を受ける権利の費用」が金銭面のみでの自治会費を下回る額となると、役員をしなくて良い上に負担費用も少なくなることで、自治会を退会する人が続出する可能性が出てくる。

今後は、この「自治会員以外が公共的利益を受ける権利の費用」を各自治会単位で設定する流れが起きてくるかと思う。ただその金額が、自治会への加入を強制することになりかねないようなものになってはいけない。

そこで、以下について質問します

- ① 自治会について、播磨町自治会連合会は、「自分の住む地域を自分たちでより住みやすいまちにするために、その地域に住んでいる人たちが、地域全体のために公益性のある活動を自主的に運営しています。同じ場所で暮らす人々で協力し、安心・安全で住みやすい地域をつくる組織」としている。

上記理由により、自治会の規約・会費等について行政は指示する立場にないが、自治会員でない方への対応についての話となると、行政の範囲となる。ごみステーションや計算上の年間負担費用を含めた対応について、行政は自治会連合会と協議が必要かと思うが、考えは。

- ② 各自治会単位の規約・規定・申し合わせなどにも、例えば高齢者の役員免除や、役員をできない相当の理由がある場合などの特例、休会の扱いなどを設けているが、自治会側がそこを丁寧に説明した上で、「自治会員以外が公共的利益を受ける権利の費用」に非会員と自治会間で折り合いがつかない場合の非会員側への町の対応は。

2 第2回 住民の防災意識について

(1) 播磨町総合防災訓練について

令和5年度の総合防災訓練は、全住民を対象とした初の総合防災訓練で、実施報告書に記載のある参加者は582人、363世帯でした。参加割合は、令和5年12月1日現在の人口3万4,910人に対し、1.67%だった。

令和6年度の総合防災訓練は、実施報告書に記載のある参加者は555人、380世帯で、昨年比では参加世帯数微増、参加者数微減だった。

令和6年6月定例会での私の一般質問に対し、町長からは「毎年継続し、訓練を重ねることで、まち全体の防災意識を高めてまいりたい」や「住民全員の参加が目標であり、地道に毎年実施することが重要」という答弁があり、担当部長の防災訓練に関心を持ってもらう・周知・広報についての答弁では、「もう少し何かできれば、そこのエッセンスを足して」や、「参加したいと思うような仕掛け」で、「令和6年度総合防災訓練を迎えたいと思います。」とのことだった。

そこで、以下の質問をします

- ① 令和6年度播磨町総合防災訓練に向けて、「もう少し何かできれば」や「参加したいと思うような仕掛け」と言われたことに対する「何か」は具体的に何をどのようにしたのか。

もちろんこれは、担当部署だけで考えるものでもなく、どこまでを巻き込んで、具体的に何ができたのか、成果を伺いたい。

- ② 上記①の成果から、令和7年度播磨町総合防災訓練に関して、どのように進めていくのかを伺いたい。

- ③ 令和5年度播磨町総合防災訓練では、播磨町消防団員も60名程度が参加した。令和6年度では、訓練日が知事選によって延期となり、当初予定日の令和6年11月17日には消防団は放水訓練・点検のみを実施し、延期された令和7年2月16日には消防団としての参加はなかった。

この播磨町総合防災訓練に、播磨町消防団各分団が参加とならなかった理由は何か。

令和7年6月2日

播磨町議会
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員
無所属 浅原 俊也

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 学校給食の現状と課題について	町 長

1 学校給食の現状と課題について

公立の小・中学校は地方自治体が設置運営し、義務教育が行われます。

一方、学校給食は学校給食法により実施を推奨されていますが、義務ではないため実施するか否かは自治体の判断となります。

本町においては、主食・おかず・牛乳がセットになった「完全給食」として長い歴史があり、多くの子供たちが学校給食を食べて育ちました。学校給食を実施する場合は、学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準に従った実施が求められ、安全安心は担保されていますが、昨今の社会状況の大きな変化により、学校給食への影響が懸念されます。そこで、本町の学校給食の現状と課題について質問をします。

(1) 物価高騰による学校給食への影響は

民間の調査会社によると、各社が令和7年10月までに値上げすると公表した食品は1万4千品目を超え、令和6年に値上げされた品目数を上回っています。

実際4月に入って多くの食料品が値上げされましたが、6月や7月は、新たに1千品目以上が値上げされる見通しで、原材料価格の高騰のほか、物流費や光熱費、人件費の上昇により夏以降も価格の改定が続くとのことです。

こんな状況の中、懸念されるのが学校給食です。

そこで伺います。

- ① 「地場産農産物が使いづらくなる」、「おかずやデザートを減らしたり、安価な食材に変えたりしている」など苦慮している自治体もあるようですが、本町においては変わりなく給食を提供できているのか。

(2) お米の高騰並びに不足による学校給食への影響は

お米の価格ですが、農林水産省によると令和7年5月は去年の同じ時期に比べて2倍程度の高値が続いているとのことです。加えて米不足となり、店舗で売っていないという状況が続いていました。国は政府備蓄米を放出していますが、5月末時点では十分に私たちまで届いていないのが現状です。

令和7年5月の本町の学校園での給食の献立ですが、小学校では給食提供日が

20日ある中で主食として米飯（麦ごはんを含む）が16日、パンが4日となっています。中学校では18日中、米飯が15日、播磨西こども園では教育部が19日中15日、保育部が22日中18日が米飯となっています。

そこで、本町の米飯給食について伺います。

- ① 米飯では学校園それぞれ1人1回あたり何グラムまたは何合のお米を使用しているのか。また1キログラムあたりの購入価格は。
- ② お米は兵庫県産「ヒノヒカリ」を使うとしています。播磨町の学校園全体を賄うには相当の数量のお米が必要となりますが、最近の米不足において、十分な量のお米は確保できていたのか。
- ③ 学校給食用の米価が最大2倍となる中で、「米飯回数を減らした」という自治体もありますが、本町において今後の米飯給食の見通しは。

（3）学校給食会について

各都道府県に公益財団法人学校給食会が設置されています。

公益認定を受けた事業として「学校給食用物資の安定供給及び安全確保に関する事業」、「学校給食における食育に関する事業」、「学校給食の普及充実に及び衛生管理に関する事業」等があります。

兵庫県においても、公益財団法人兵庫県スポーツ協会学校給食・食育支援センター（以下県学校給食会という。）があります。そこで県学校給食会との関係について質問をします。

- ① 本町と県学校給食会との連携状況は。
- ② お米・牛乳の搬入方法は。
- ③ お米の品質（何年度産、保存方法、検査状況）は。

（4）給食費について

本町の1回当たりの給食費は、令和5年度に、小学校において292円に、また中学校において339円に値上げをしています。

しかしながら、町のホームページによると、平成26年度の物価指数で算定し

た給食費はほぼ毎年下がっており、令和7年度において、小学校で231.1円、中学校では266.4円となっています。

また、毎食欠かせない牛乳費が毎年確実に上がっていて、主食と副食費を圧迫しています。

このような状況において、今後給食の質と量が十分に確保されるのか心配になります。そこでお尋ねします。

- ① 本町の給食はおいしいと評判であります。これは、副食に、播磨町や兵庫県産の地域の新鮮な食材や季節の食材を使っていることや、煮干し、昆布、かつお節を使ってだしをとって作っているから、また調理員さんの愛情がこもっているからだと思っています。

このような方針での実施には、時間と労力とお金がかかることですが、副食費が圧迫される中で、今後も継続できるのか。

- ② 前回、令和5年度に給食費を値上げして3年目になります。今後も物価高騰が続き、今の費用で賄えなくなった場合、給食の質を下げるのか、量を減らすのか。それとも給食費を上げるのか。
- ③ 給食費を値上げするとなった場合、原則給食費は保護者負担ですが、値上げ分を町が負担することは考えられるのか。
- ④ 公会計に移行するにあたり、給食費の余剰金を給食物資の確保に充てるため学校給食費調整基金として積み立てを行いました。現在の残額は。

(5) 給食提供体制について

本町では老朽化した給食調理室を更新するに当たり、検討を重ねた結果、各小学校に共同調理場を新築し、中学校、こども園、幼稚園に配送する親子給食方式を採用しました。毎月の献立や食材調達は教育委員会が、調理、配送業務は業務委託者が主に担っています。

そこで、現在の給食提供体制について問います。

- ① 調理、配送についての課題、問題点は。
- ② 町職員の調理員は何人いるのか、また業務委託者の調理員との連携は。

- ③ 決められた栄養価、費用で毎日の献立を考え、食材を調達するのは大変ですが、現在何人の専門職（管理栄養士、栄養教諭等）にて担っているのか。
- ④ 安全安心な給食提供において、特に異物混入や食中毒の防止体制は。
- ⑤ 学校給食における衛生管理の徹底は極めて大事です。「学校給食衛生管理基準」の検査について、実施体制、実施回数、結果は。
- ⑥ 共同調理場長の役割と責任は。

（６）学校での給食状況について

- ① 給食前に検食が義務付けられていますが、その目的と実施状況は。
- ② 体格差、個人差等により食べきれない、また足りない子どもがいますが、おかわりのルールは。
- ③ こども園、小学校、中学校での残食の状況は、また残食を減らす工夫は。また食べない自由の確保は。
- ④ こども園、小学校、中学校でのアレルギー対応、宗教食の人数は。また誤食防止等の実施体制は。

（７）食育について

安全でおいしい給食を作って食べさせることはもちろん必要ですが、それだけでは、学校給食法の本来の目標は達成されません。学校給食は、教育・食育を目的に行なう必要もあります。また食育基本法により、学校においては、給食の時間での指導や教科との連携、学校活動などで学校給食を教材として取り入れ活用することなど、学校給食を学校全体で「生きた教材」として活用することが求められています。

そこでお尋ねします。

- ① 本町の学校給食における食育の実施状況は。
- ② 本町において学校給食が目指すものは。

令和7年6月2日

播磨町議会
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員
チーム新星 大北 良子

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 健全な食生活の推進について	町 長
2 北古田周辺地区のまちづくりについて	町 長
3 これからの不登校支援について	教 育 長

1 健全な食生活の推進について

(1) 第3次食育推進計画について

播磨町では令和6年3月に今後6年間の目指す方向性や施策を示す「第3次はりま健康プラン」(第3次播磨町健康増進計画・第3次播磨町食育推進計画・第2期播磨町自殺対策計画)を策定しています。食育推進計画の中では、「すべての住民が「心身の健康の増進」と「豊かな人間形成」を実感するためには、健全な食生活の実践を通じて、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に取り組み、同時に肥満や「やせ」、低栄養の問題解決を図っていく必要があります。」と記されています。栄養の偏りや食習慣の乱れを改善するよう引き続き各種の取組を推進し、健全な食生活を「自ら」実践できるよう施策を展開していくことが求められています。現状と課題としては、播磨町国民健康保険の生活習慣病の疾病別レセプト件数において、「糖尿病」「脂質異常症」「脂肪肝」「脳出血」「脳梗塞」「心筋梗塞」が国・県を上回っているとの結果も出ています。そしてアンケート調査結果によると、朝食をほとんど毎日食べている人の割合が、前回計画策定時と比較して、どの年齢層においても減少しており、特に青年期では、朝食をほとんど食べない人の割合が10%以上増加しています。

令和6年の夏から「令和の米騒動」とも揶揄される深刻な米不足は今も続き、価格は上昇を続け、スーパーの棚から米が消え、農林水産省が備蓄米を放出する異例の事態になっていますが、米農家の倒産・廃業は過去最多を記録しています。

日本の食料自給率(カロリーベース)は1965年度において73%だったのが2021年度には38%と先進国の中でも低く、そのほとんどを輸入に頼り食糧安全保障上のリスクが年々高まっています。対策としては耕作放棄地の活用やスマート農業の導入による生産性の向上、地産地消の推進、食品ロス削減、国産農産物の消費拡大などが挙げられ、昨今の物価高騰や電気水道料金の値上げ等の厳しい現状で実現が困難となっています。

食育が地域コミュニティに深く関わっていくことで、子どもから高齢者までの健康意識を高め、地元や近隣市町の農産物や食文化の理解促進に役立つ効果が得られます。地域でのイベントや自治会公民館等でのイベント、共同調理などの活動を通じて、世代間交流や地域の活性化、持続可能な地域コミュニティを形成す

ることに寄与すると考えられます。

食育の推進が持続可能な社会の実現に向けた礎となる取組であるという認識のもと、食の安全の推進も含めて、第3次播磨町食育推進計画が策定され1年が過ぎたところでの今後の見解について以下の質問をいたします。

- ① 「学校教育や生涯学習等を通じて、朝食欠食や野菜の摂取不足、間食の過剰摂取等のリスクを含め、栄養・食生活の重要性を学習するための機会・場を提供します。」とあるが、令和6年の策定時から新しく増えた機会や場はあるのか。
- ② 同じく「子どもから高齢者まで、生涯を通じて「食」について正しい知識が習得できるよう、教室や講座、イベント等を開催し、必要な指導や助言を行う」とあるが、機会や場は提供できているのか。
- ③ 地域の取組として、「いずみ会等の食育推進団体は、イベントや料理講座等を通じ、ヘルシーレシピの提供等、健全な食生活を実践するための情報を提供しましょう。」とあるが、進んでいるのか。
- ④ 「自治会・シニアクラブ等の地域組織は、活動を通じ、会員の食生活改善に取り組ましましょう。」とあるが、取り組んでいるのか。
- ⑤ 「事業所(職場)は、従業員が食生活改善に取り組むことができる環境づくりを進めましょう。」とあるが、具体的にどのように指導をしているのか。
- ⑥ 成長期の児童生徒たちへの食育指導はどのように進めているのか。

2 北古田周辺地区のまちづくりについて

(1) 北古田周辺の土地利用について

播磨町では、適正な土地利用を図り、良好な市街地を形成するため、北古田周辺地区(北古田1丁目の一部、2丁目、大中4丁目)の市街化調整区域について、より良い土地利用の在り方を検討しております。

当地区の近傍では播磨灘沿岸部を東西に結ぶ播磨臨海地域道路の整備に併せ、(仮称)平岡播磨インターチェンジの設置が計画されており、当地区の土地利用の可能性が高まると想定されることから、長期的にみての計画的なまちづくり

を検討していく必要もあります。

令和6年8月から令和7年3月まで4回にわたり当地区の関係権利者の方々への説明会や意見交換会等を開催しており、当地区におけるまちづくりの検討状況や過程を住民に知っていただきたく、随時情報を発信していくとあります。

去る3月25日にシニアクラブ連合会と議員6人が参加して行われた議会報告会においても、「北古田に土地を持っている住民と家を購入して住んでいる住民との温度差がある」、「調整区域が市街化になるとどうなるのか想像がつかない」という切実な声がありました。

まだ計画が出来上がっておらず意見集約の段階ではあるが、「行政からの説明会では抽象的な説明が多くイメージがわからない」、「再開発をすることでの地元でのメリットやデメリットも包み隠さず伝えて欲しい」との切実な意見が上がりました。

令和7年度においては関心を深めていただくため、どのようなまちになることが望ましいのかについて、参加者で話し合う機会を設けていくと記されており北古田の住民だけでなく播磨町全体の問題と捉えておくことが重要と感じる中で以下の質問をいたします。

- ① 北古田周辺のまちづくりの検討状況は。
- ② 播磨臨海地域道路の整備計画の中に盛り込まれている(仮称)平岡播磨インターチェンジの設置が計画されている中で、播磨町は計画から外れているが古田地区住民や播磨町の住民に対して他市町と同じように情報が入るのか。
- ③ 説明会の質疑応答の中で都市計画マスタープランの策定見直しの中にも北古田地区のまちづくりを盛り込んでいくとあるが、前回の策定時との具体的な違いはあるのか。
- ④ 市街化区域に編入されても、相続税と贈与税の納税猶予は継続されるのですが、地区開発されてしまうと農地を継続することができなくなるのではとの不安な意見があるが納税猶予に関する対応や手続きの説明だけでなく不安を解消できるような相談窓口の開設予定は。
- ⑤ 北古田地区のまちづくりに際しても、公共交通機関ルートの新たな開設も含めた検討が必要と考えるが見解は。

- ⑥ 播磨町の西北に位置する北古田地区が播磨町全体のまちづくりに関して、どのような位置付けとなるのか見解を。

3 これからの不登校支援について

(1) 不登校への理解について

社会問題化されている不登校児童生徒は増加の一方であり、ひきこもりとなるケースも多く社会全体で取り組むべき問題となっています。不登校支援につきましては令和3年12月定例会と令和4年12月定例会と令和6年9月定例会において本町における不登校支援について継続的に一般質問をしております。

不登校児童生徒への支援について「学校に復学する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること、それに伴い、民間施設での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件について、新たな考え方が示されています。

令和7年6月定例会では補正予算でフリースクールに通う児童生徒への補助金が上程されたが、フリースクールに通う児童生徒の支援には、学校や教育委員会との連携を強化し、学習成果の評価や出席扱いの整備が重要になってきます。また地域に戻ってきた際の受け入れ体制は住民レベルで取り組むべきと考えます。

複雑多様化する不登校と学校現場での対応をどう進めていくのか見解を問います。

- ① 不登校対策支援員や不登校訪問支援カウンセラーといった民間資格も増えており習得者も増加していると聞く。教員の人材不足や業務を減らす目的を兼ねて、本町で採用する予定はあるのか。
- ② 町内外で本町から通学できる範囲のフリースクールは何校あるのか。
- ③ フリースクール事業者は、児童生徒が通う学校へ戻ることが最善の策と考え指導しているが、復学に伴いフリースクールに通う児童生徒の数が減ることにより経営難の心配があると相談を受けた。フリースクール事業者に対しての行政の支援は望めないのか。

- ④ フリースクールや民間施設の中で、出席扱いとなる施設を播磨町のホームページやチラシ等で住民に理解できるように告知はしていくのか。

令和7年6月2日

播磨町議会
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員
チーム新星 河野 照代

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 災害時の教育と備えを	教 育 長
2 子供が主人公の教育をA I で実現	教 育 長

1 災害時の教育と備えを

日本の国土面積は世界の国土面積のわずか0.25%しか占めていないが、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約20%は日本で発生している。今後30年以内に発生確率が80%程度とされる「南海トラフ巨大地震」は被害想定が国によって全面的に見直された。最大でマグニチュード9クラス、震度6弱以上が24府県に及び、津波は関東から九州にかけて13都県で10メートル以上、中には30メートルを超えるところもあると発表した。犠牲者は、最悪の場合29万人以上、経済被害は国家予算の2倍以上の270兆円余りに達するとした。

兵庫県では、災害に強い都市基盤の強化・情報伝達の充実・個別支援計画の作成・備蓄品の整備・マンホールトイレの整備や避難所機能の充実などの取組を掲げているが、播磨町は山崎断層帯等に隣接した地域で、地震による危険度が非常に高い地域である。一方で南海トラフ地震による被害は、兵庫県の調べで、東播磨地域（明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）では稲美町を除く3市1町で最大震度6強が襲うと言われており、震度6強の割合は播磨町が最も多いとシミュレーションの結果が出ている。兵庫県の調べでは、播磨町における津波到達時間は最短110分、高さは2.2メートルで、阪神南地域と比較すると被害は小さくなるが、油断してはならない。

激甚災害における国や県の対応を考えると、我々が防災のためにできることは日頃からの備えと、子供たちをも含む防災教育にあると考える。

そこで播磨町の防災対策及び小学生・中学生への防災教育に関して問う。

- ① 阪神・淡路大震災、東日本大震災や能登半島地震から我々日本人は多くの教訓を得た。特に、専門家による意見は、災害時の自治体連携・住宅の耐震化・子供への防災意識教育・復興への参加など多岐にわたる。本町でもすぐにでもできることとして、防災計画や復興計画に小学生や中学生などの子供の声を反映し、防災の主体者として位置付ける必要があると考えるが、本町は子供たちの声を防災計画に組み込むことをどのように考えているのか。
- ② 災害時に子供たちを保護することは最重要だが、子供たちに正しい防災教育と防災の担い手として成長してもらうことも重要な要素である。そして安全・安心の担

保が大前提である。学校での防災訓練などは充実しているはずだが、たとえば、安全の担保となるヘルメットの配備などはすぐに着手するべきではと考える。本町では子供の身を守るためにどのようなものを配備しているのか。

- ③ 2023年から施行されているこども基本法第11条では「こども施策に対するこども等の意見の反映」を国や自治体に義務付けた。権利の主体としての子供を考えたとき、災害時に求められる子供支援は、子供の保護と過度にならない範囲で担うことができる役割をつくることの両輪である。子供の心を傷つけることがあってはならないが、災害を乗り越えることはチャレンジでもある。はりまこども・若者みらいプロジェクトの中で、子供の声を反映した災害計画づくりや、防災の担い手としての教育をするべきと考えるが、本町の見解は。

2 子供が主人公の教育をA Iで実現

2023年4月わが国では「こども基本法」が施行された。子供施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための法律で、子供が大人と同様に一人の人間として権利を持ち、社会の形成に意見する機会が得られることを示した。同年8月には「国連・子どもの権利委員会」が、気候変動によって侵害される子どもの権利を守るため、各国政府は環境に関する意思決定に際し、子供の意見を考慮すべきであるなどの新たな指針を公表した。「地球温暖化が進んで未来がなくなるのに、学校になんか行けない」とスウェーデンの環境アクティビスト（企業の経営などに積極的に関与し変化を促すことを目的とする株主やグループのこと）、グレタ・トゥーンベリさんの発言が子どもの権利を主張したもので、現在、学校で社会でさらに世界で子供を主人公とした新時代への動きが加速している。

「子ども新時代」を形成する大きな要素の一つにA Iの発達があげられる。A I時代の到来によって我々に求められる能力は大きく変化している。しかし、最先端の技術も、社会のために使おうとする人間性があるからこそ幅広い領域での活用が期待できる。

反対に、人間性が欠落すればA I兵器などによって、戦争や殺りくが激化する危険性もいま世界で起こっている。

社会が大きく変わりゆく中で、授業の形態も進化している。かつて行われていた教

師から一方的な講義形式の授業ではなく、児童生徒の主体性を引き出す、探求型のアクティブラーニング（能動的学び）が導入されていることはすでに多くの人に周知されている。

いずれにしても、教育には、すさまじいスピードで変化する時代に即応し、その中を生き抜く力をはぐくむ責任があると考ええる。

2025年の広報はりま4月号「播磨町の教育」のページでは、「学校教育におけるきめ細やかな支援体制」の項目で、「個別学習・ICT教育・図書館教育における専門的な指導員とともに、児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と一人ひとりの個性や能力の伸長を図ります。」と明記している。また、6月号の広報はりまでは本町の若者や子どもたちが幸せに健やかに育つことを推進する播磨町子ども計画「はりまこども・若者みらいプロジェクト」が5年計画で発表された。みんなで「こどもまんなか・はりま」をめざす素晴らしい計画である。そこで、本町のAI教育に対する方針と考え方を問う。

- ① 経済協力開発機構（OECD）が推進してきた「エデュケーション2030」というプロジェクトがある。世界各国の教育関係者が協力して、2030年の近未来に求められる子どもたちの資質やその教育法などを検討し、提言したもので、「新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力」の3点である。この3点には不確実な世界を生き延びる力の必要性が説かれている。本町ではAIの利便性と危うさとの両極端ともいえる教育をどのような指針で進められているのか。
- ② 児童生徒が1人1台端末を活用している現在、欠かせない能力の一つに「デジタル・シティズンシップ」がある。「デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力」で、社会に参加するために必要な他者の尊重・相互理解の精神と、安全で責任ある行動倫理ともいわれる。現代社会を生きる上で不可欠な基礎教養とされているが、本町ではどのようなデジタル・シティズン教育に取り組まれているのか。
- ③ 2019年に学校のICT環境の充実を図るGIGAスクール構想によって、児童生徒の日常に密接に組み込まれ、学習活動に欠かせないICT機器だが、デジタルデバイドいわゆる情報格差が「学校・家庭間」「世代間」で生じてはいないのか。

令和7年6月2日

播磨町議会
議長 岡田 千賀子 様

播磨町議会議員
無所属 竹内 基就

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 安定した部活動の地域展開を	町 長
2 ギャンブル依存症対策について	町 長

1 安定した部活動の地域展開を

教職員の長時間労働などが社会問題となって久しい中、国は、2026年以降の休日部活動の地域移行を目標に2023年度から2025年度までを改革推進期間と位置付け、地域移行を進めてきました。いよいよその残り期間も1年を切ってきています。平日を含め部活動の完全移行も広がりつつある中、地域移行における課題点も少なからず明るみになってきています。播磨町ではNPO法人スポーツクラブ21はりまへの地域展開が積極的に進められ、他自治体からの視察を受け入れるほどとなっていますが、今後ともスポーツ等に打ち込みたい子供たちがこれまでと遜色なく活動できる環境を維持していくためにも以下の点を問います。

(1) 部活動の地域展開を安定的に継続させていくには、指導者の人数の確保やその力量が少なからず問われることになると思われます。先日も東京都内で中学校の外部コーチが暴言を繰り返していた事例が報道されています。こうした事例は全国どこでも発生してしまう恐れもあり、適切な力量を備えた指導者の継続的な確保についてどう考えているのか質問します。

- ① 地域指導者に対するハラスメント対策や不適切な指導を防ぐための研修はどのように講じているのか。
- ② ハラスメントや不適切な指導を受けた生徒への相談体制はどのようになっているのか。
- ③ 今後、地域指導者が確保できないことを理由としてクラブ活動の規模（種目数、日数等）が減少してしまう恐れはないのか、またその対策は。
- ④ 地域指導者への報酬引き上げの考えは。
- ⑤ クラブ活動中にいじめ、けんかなどのトラブルが生じた場合、学校はどこまで関わるのか。

(2) 部活動を含めた一部のクラブ活動には保護者の協力が必要な場面もありました。地域展開が進むにつれ、その関わり方が変化し金銭的な面を含め保護者の負担が増加する可能性も考えられますが、保護者とクラブ活動の関わりについてどう考

えているのか質問します。

- ① 地域展開において送迎や試合の準備など、保護者の物理的な負担が今後増加してしまう可能性はないのか。
- ② 保護者の金銭的負担が今後増えることは考えられるのか。
- ③ 完全移行後、家庭環境の差が子供の活動経験の格差に繋がってしまう恐れはないのか。

2 ギャンブル依存症対策について

昨今、オンラインカジノが大きな社会問題になりつつあります。令和7年に入り大手事務所所属のお笑い芸人やプロ野球選手などによる利用が相次いで報じられ、一部の関係者は契約解除や活動自粛を余儀なくされたことも記憶に新しいです。オンラインカジノは法律で禁止されている一方、スマートフォンやパソコンから簡単にアクセスでき、依存性も高く短期間に多額の金銭をつぎ込んでしまった例もあるだけでなく、借金返済等のためこれまた大きな社会問題となっている闇バイトの誘発も懸念されます。町として、このオンラインカジノ問題をどのように認識しているのか以下の点を問います。

- (1) オンラインカジノの利用者は20～30代の若者も多く、ゲームの延長、暇つぶし等で罪の認識なく始めてしまうケースも見られます。そこでオンラインカジノの違法性の啓発について質問します。

- ① 学校などで警察と連携し、オンラインカジノが違法であることの周知を図る考えは。
- ② 町の公式LINEや広報はりまでオンラインカジノの違法性を周知できているのか。
- ③ もし身近な人がオンラインカジノに手を出してしまっていた場合の相談窓口などはあるのか。

(2) 競馬、競輪などの公営ギャンブルやパチンコなども適切に楽しめば予想など大いに盛り上がる反面、適度な範囲で楽しめなくなってしまうとギャンブル依存症に陥ってしまう可能性も十分に考えられます。町としてのギャンブル依存症への考え方と相談体制について質問します。

- ① ギャンブル依存症に陥ってしまった人や家族に対する相談窓口はあるのか。
- ② 町職員に新人研修等でオンラインカジノの違法性を含めたギャンブル依存症に対する啓発を行っているのか。
- ③ ギャンブル依存症の治療に金銭補助を行う考えは。